

第141回長崎県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和6年10月7日（月）13：30～14：45
2. 通知年月日 令和6年9月13日（金）
3. 公示年月日 令和6年9月13日（金）
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 3階 317会議室
5. 出席者（委員）荒川会長、吉原委員、川本委員、持永委員、金子委員、
岩岡委員、佐木委員
（事務局）松尾事務局長、馬場事務局次長、荒井係長、本多主任技師
6. 議案
第1号議案 長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する
令和5年度増殖実績について
第2号議案 長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する
令和6年度増殖計画(案)について
第3号議案 うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
その他 ①令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告に
ついて（報告）
7. 議事

事務局	ただ今から、第141回長崎県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 はじめに、荒川会長からご挨拶をお願いします。
会長	（挨拶）
会長	それでは、本日は今年度の第1回目の委員会となりますので、議事に入る前に、4月に異動となりました事務局員の紹介を事務局からお願いします。
事務局	それでは、令和6年4月1日付けで異動になりました事務局員を紹介いたします。

(松尾事務局長、馬場事務局次長、荒井係長一言あいさつ)

会長

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局から報告願います。

事務局

本日は、川崎委員が欠席されております。委員 7 名が出席されており、出席者が過半数を超えておりますので、「漁業法第 173 条に準用する第 145 条」の規定により、この委員会が成立しますことをご報告します。

なお、本日は議案説明のため、漁業振興課漁業調整担当 本田参事、木村主任技師が出席しておりますのでご報告します。

会長

それでは、これより、議事に入ります。

はじめに「本委員会規程」第 9 条第 2 項に従い議事録署名人を指名します。本日の議事録署名人は、「佐木委員」と「金子委員」にお願いします。

本日の議案は、お手元の資料のとおり、

○第 1 号議案

「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和 5 年度増殖実績について」

○第 2 号議案

「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和 6 年度増殖計画（案）について」

○第 3 号議案

「うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」

○「その他」

となっております。

それでは、第 1 号議案「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和 5 年度増殖実績について」及び第 2 号議案「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和 6 年度増殖計画（案）について」は、関連する議案ですので、一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

・ 各内水面振興協議会の増殖実績について説明

以上が、各河川の増殖実績でございます。

引き続き第2号議案「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和6年度増殖計画（案）について」をご説明いたします。

・ 令和6年度の各内水面振興協議会の増殖計画案について説明

会長

ただ今、事務局から説明がありました、

「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和5年度増殖実績について」及び「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和6年度増殖計画（案）について」、ご審議願います。

ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

（意見等なし）

会長

他にご意見等もないようですので、お諮りします。第1号議案「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和5年度増殖実績について」はご異議ありませんか。

各委員

異議なし

会長

異議ないようですので原案どおり妥当な増殖実績であった旨承認することとします。

会長

続きまして、第2号議案「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和6年度増殖計画（案）について」はご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

異議ないようですので原案どおり決定することとします。

それでは、第3号議案「うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局	・ 県からの諮問文について朗読。 ・ 資料内容について、漁業振興課漁業調整担当から説明。
漁業調整担当	・ 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について説明。
会長	ただ今、事務局から説明がありました、「うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」をご審議願います。 ご意見、ご質問等ございませんか。
吉原委員	従前と変わった点がありますか。
漁業調整担当	以前は5者許可受有者がいましたが、廃業により3者になっています。
川本委員	許可後、どこの河川で獲られたか分かりますか。
漁業調整担当	獲ろうとする河川は許可申請時に記載してもらい決まりますが、県内の佐世保市の佐々川や雲仙市の小浜川などで採捕されています。令和6年漁期（令和5年12月から令和6年4月）の採捕数量は4業者で、3,416gで、1尾0.2g換算すると17,080尾程度採捕していることになります。その前の年は2,930gなので17%増となっています。
事務局	川本委員の意見ですが、前回の2月の委員会において、シラスウナギの漁模様のお尋ねがありました。その他で報告予定でしたが、さきほど漁業振興課から回答いただきました。
吉原委員	本議案に関係すると思いますが、今日の長崎新聞に鹿児島のだこかの島のシラスウナギの養殖の記事がありました。人工生産に成功したというもので、漁業振興課に情報が入っていれば教えてください。
事務局長	記事拝見しました。鹿児島の島名までは分かりませんが、民間の会社でやられていました。国の研究レベルでコスト面などまだまだと認識していました。

漁業調整担当	水産庁の実証事業によると、現在のコストは人工種苗で1尾あたり1,800円程度に対して、天然種苗は180円程度なのでまだまだコスト削減が必要とされています。
岩岡委員	人工種苗は体外受精で塩分濃度を気にしながらやられていると思うので、長崎県でも実現できれば良いなと思いました。
会長	それでは、他に意見、意見等もないようですので、お諮りします。第3号議案「うなぎ稚魚漁業許可に関する制限措置等の公示について」は、諮問原案どおり公示して差し支えない旨答申することに異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	異議ないようですので、第3号議案「うなぎ稚魚漁業許可に関する制限措置等の公示について」につきましては、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定しました。
会長	それでは、その他の件に移ります。「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告について」を事務局から説明願います。
事務局	・令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告について説明 ・令和6中央省庁提案行動結果について説明 令和7年度の提案書の素案作成については、先日皆様に郵送させていただきました。持永委員から、境川でヤマメ、アユ、ハヤがカワウに捕食されており、駆除をお願いしたいこと、情報として諫早湾の島に夜1,000羽ほどいることの意見がありました。
持永委員	以前は諫早湾の締切堤防より陸側の島にあった木々に夜カワウが1000尾ほどいたと漁業者から聞いていましたが、最近その木々がなくなり境川にカワウが移ってきて被害が出ています。
事務局	カワウ対策については、県の中でも、水産部だったら当課、県民生活環境部の方はカワウの保護等を管轄しており、農林部の方に駆除する許

可を出す部署があります。このいただいた意見は関係課に共有をさせていただきます。

実際に駆除するとなると、許可がどうしても必要になり、まずは計画を立てる必要があるため、諫早市の方にも情報共有をさせていただきたいと思います。

このカワウ対策の支援事業については、その他で事務局で情報収集したものを紹介させていただきます。

持永委員

猟友会に以前、お願いしてみたら、カワウは報奨金がないと言われました。カラスは1羽1,200円。報奨金がないと駆除が進まない。

事務局

カラスの報奨金の情報を把握できていませんが、鳥獣被害防止総合対策交付金という交付金があり、鳥獣保護法に基づく事業計画を策定した自治体に対して国が交付金を出す制度の中で、捕獲活動経費の支援があって、おそらくそれに基づくものと思われます。この鳥獣被害防止総合対策交付金というものは、まず計画を立てるところから始めないといけないんですが、カワウについても活用できると伺っておりますので関係自治体の方で計画を立てていただいて、こういった交付金の活用も検討していただくところから始めていただくことが必要かなと思います。

吉原委員

各自治体から県に申請したら良いんでしょうか。

事務局

この交付金の流れとしては、国が都道府県に交付して、それを都道府県が、ほとんどが市町が事務局の地域協議会に交付するとなっています。

吉原委員

以前もこの委員会で相当カワウ対策については意見が出て、その時の事務局からの答弁によりますと、各市町からその申請を上げるときにどういった被害があるのか、被害の実態を数字で表せとのことでした。そのところは、もう必要ないんでしょうか。

事務局

この交付金を使う場合はそういう被害があるという調査は必要のようです。まずは、各自治体で被害状況を調査して、計画を立てるというプロセスは変わっていません。

吉原委員

その数値を調べるのがちょっと難しく、どのぐらいの被害が起こるかという数字からってということになると非常に申請は難しいということですが、何年か前のこの委員会での意見の繰り返しだったと思うんですよ。数字で表すためにはどうやって調べればよかったのでしょうか。

事務局

例えば漁業が行なわれていない河川であれば、漁業被害の額ってというのは、算出しがたいところだと思います。当課も環境省の研修会に参加し、制度を改めて確認しましたが、鳥獣保護管理法に基づく計画を策定するためには漁業被害額や胃の内容物調査の実施などハードルが高いということを認識しています。

県の自然環境課と農山村振興課の方に相談したところ、その他の件で報告予定だったんですが、鳥獣プロデータバンクを紹介いただきました。データバンクには、カワウだけでなくイノシシやシカなどの捕獲だったり、調査のプロが登録しており、どういうふうな捕獲の仕方をしたら、被害が抑えられますよというアドバイスをしてくれる制度になるんですが、今問題になってるのは、いかに計画を立てるかというところかなと思います。こういった悩みにも答えてくれる鳥獣保護管理プランナーという方がいらっしゃるようで、行政機関の計画策定の助言、現地に派遣をしてくれるという制度があります。派遣するにしても、その旅費とか謝金とかが発生しましてしまうという問題があるんですが、このデータバンクの事業を使えば、謝金や旅費相当額をこの運営団体の方がほぼ負担してくれるという制度です。こういったものを使って、まずは計画策定するためにはどうしたらいいのかをアドバイスいただくところから始めてみてはどうかなと考えています。

金子委員

カワウを捕獲するための順番を言葉よりも書いていただいた方が良いでしょうね、自分たちならそれを持って松浦市に訪ねることができます。

事務局長

対応をまとめて共有したいと思います。

川本委員

私は 25 年ほど鳥獣保護員をしています。有害鳥獣駆除申請の相談を市の担当者にしたら良いと思います。イノシシやカラスは害獣ですので、例えばイノシシ 1 頭捕まえたら 1 万円補助金が出る制度がありま

す。カワウはたぶんまだ有害鳥獣に入っていないと思いますけれども、捕獲の許可は市と県に相談すれば許可になる可能性があります。

会長

このほか何かございますでしょうか。

ないようですので、これ以外のその他につきまして事務局から説明願います。

事務局

前回の第 140 回の委員会において、会長から下りウナギの保護にかかる周知文書を提示するよう指示がありましたので、当時の文書を配布しております。資料を 80 ページ、81 ページに載せております。当時は平成 31 年の 3 月 29 日に、周知文、依頼文を出しております。この中に、82 ページのカラーの下りウナギの見分け方の資料を添付しておりませんでした。この点については岩岡委員の方から、前回の委員会で意見いただきいただいております。どういうものが下りウナギかという見分け方の資料につきましては、今後県のホームページに掲載するなど事務局の方で考えております。

カワウの話に戻りますが、さきほど事務局から紹介した鳥獣プロデータバンクの事業については、県内の内水面振興協議会の事務局にはすぐ情報共有をさせていただいております。

また、今年の 6 月に環境省の方から案内があったカワウの保護管理に係る研修会についても、県内の内水面振興協議会の事務局の方に共有をさせていただいております。

今年の 5 月 29 日に、九州カワウ広域協議会が設立されました。九州地方におけるカワウによる被害防除及び適切なカワウ個体群の管理を目的とした協議会で、環境省の九州地方環境事務所が事務局となって、水産庁や九州の各県で構成されており、長崎県の関係課も、情報収集と意見交換のために参加をしております。以上がカワウ対策の報告です。

事務局から続けてですが、今の委員の任期が 11 月末までで、今後次期委員の選任の手続きを行っていく予定で考えております。

最後になりましたけども、次の委員会の開催の予定は、新しい第 22 期の委員での委員会になるかと思うんですが、年明けの 1 月から 2 月ごろに毎年発出しています、コイヘルペスウイルス蔓延防止に係る委員会指示関係で開催を考えております。事務局からは以上です。

会長	その他の件として、委員の皆様から他に何かございませんか。
金子委員	川の生き物以外の水の利用について県で横の連携はありますか。保水や治水、どういう関わり方になっていますか。
事務局	詳しい情報がないので、情報収集します。
佐木委員	さきほどの話について、田んぼが減っています。昔はウナギがいましたが、農業や森林の関係もあると思います。
岩岡委員	全般的な考えですが、カワウがアユを食べ、それが糞となり栄養として川に流れ、アユが食べる珪藻が生えるので、生態系の中でお互い共存できたら良いと考えながら聞いていました。
会長	他にないようですので、これをもちまして、第 141 回長崎県内水面漁場管理委員会を閉会します。 長時間にわたるご審議ありがとうございました。 ―― 閉会 ――